

# 農林業の国際協力

—国際協力事業団における農林業開発協力のあらまし—



# 国際協力事業団

国際協力事業団（JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY 略称JICA）は、わが国開発途上地域等に対する国際協力を実施している政府関係機関〔国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）に基づく法人〕です。

国際協力事業団は、昭和49年8月1日に発足しました。この事業団は昭和37年に設立され専ら政府の手による技術協力を実施してきた海外技術協力事業団（略称OTCA）と昭和38年に設立され移住事業を通じて国際協力に貢献してきた海外移住事業団（略称JEMIS）からの業務を引き継ぎ、これに新規業務として開

発途上地域等の社会開発、農林業開発、鉱工業開発に必要な資金であって、日本輸出入銀行や海外経済協力基金から供給を受けることが困難な資金の供給とこれに伴う技術の指導等の業務を加えて新設されたものです。役員として総裁、副総裁、理事および監事が置かれ、昭和51年度職員数は1,000余名です。

国際協力事業団の出資金、事業経費は国家予算でまかなわれます。その額はOTCA及びJEMISの時代から毎年増額されてきており、昭和51年度予算額は403億円であり、業務内容も質的量的に拡充されてきております。

その主な仕事は、図のとおりです。

## ○ 主な業務内容

### 国際協力事業団

#### 1 開発途上地域への技術協力

- \* 研修員受入
- \* 農林業協力
- \* 専門家派遣
- \* 医療協力
- \* 機材供与
- \* 鉱工業協力
- \* 海外技術協力センター
- \* その他
- \* 開発調査
- (国連諸機関に対する協力など)

#### 2 青年海外協力隊

#### 3 社会開発・農林業・鉱工業開発協力 (投融資等)

#### 4 日本人の海外移住

#### 5 技術協力のための人材の養成及び確保

### 国際協力事業団

受入 月日	'84.3.28	000
		80.7
登録No.	02516	AF

  
1056577[8]

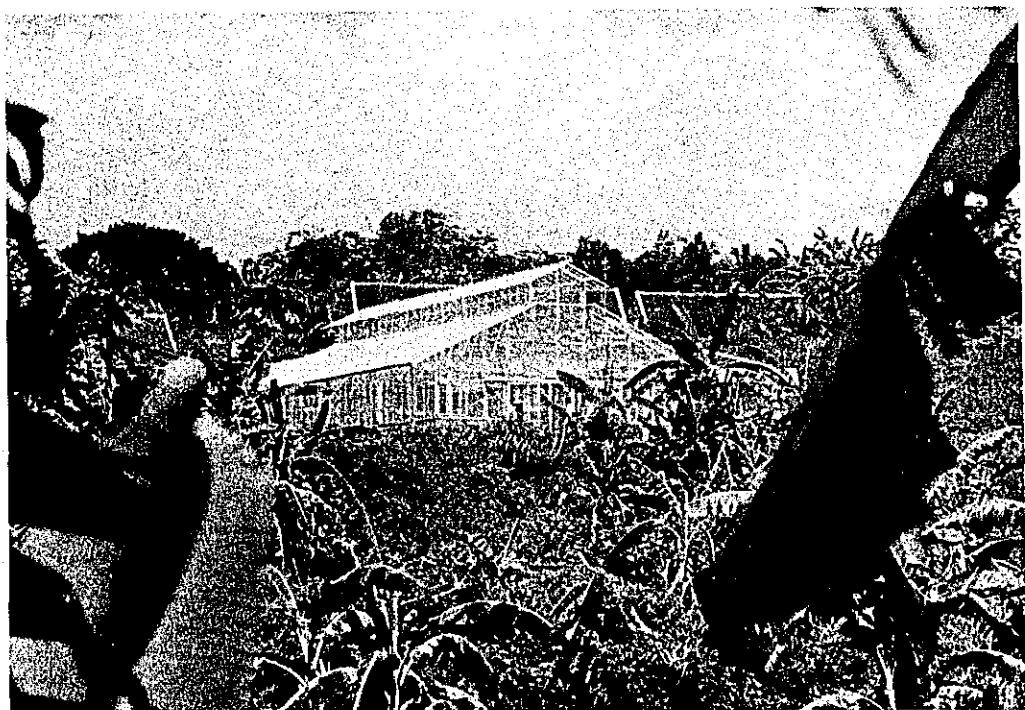
## 農林業の国際協力

農林業の開発に関する国際協力は、開発途上地域における食糧の増産、輸出農林産物の生産の拡大による外貨の獲得、地域開発による雇用の増大など農林業と農山村の開発を通じて、バランスのとれた経済の発展と住民福祉の向上に直接寄与するとともに、わが国の必要とする農林産物の供給源の拡大、多角化にも資するものであり、その意義はきわめて大きく、その重要性は近年ますます高まっています。

国際協力事業団は、この農林業の開発協力を積極的に進めるために、旧OTCAから引き継いだ開発途上地域で行われる政府間約束による各種技術協力事業を一層拡充して推進するとともに、新たに開発途上地域等で行われる我が国、民間企業等による開発事業について資金と技術の両面にわたって支援する開発協力事業ならびにこれら国際協力に必要な人材の確保養成事業を積極的に推進することとしています。



広葉樹苗畑



栽培試験用温室

# 1. 農林業技術協力事業

農林業技術協力事業は条約、その他の国際約束に基づいて行われるもので、開発途上地域の農林業の開発を進めるうえでその担い手となる農林業技術者等の育成や、技術水準の向上等に資し、その自助努力を支援して自立的発展の基盤を作ろうとする事業です。

この事業は我が国がコロンボプランに加盟した、昭和29年から始められ、初めは、海外からの研修員の受け入れと専門家の個別派遣を中心として進められましたが、昭和35年に旧東バキスタン（現バングラデッシュ）に農業訓練センターが設置されてから、いわゆるセンター方式による協力事業が新たに行われることとなり、又昭和37年からは開発途上地域における公共的な開発計画に関する基礎調査（投資前基礎調査）事業が本格化し、昭和39年からは派遣専門家等の活動を助長するため機材供与事業が開始されました。

さらに、昭和42年からは、開発途上国からの協力要請が増加するとともに多様化、大型化してきたことに対応して、より効果的な協力を推進するため、一定の地域あるいは特定の部門を対象に各種の技術協力を集中的に実施するモデル開発、村落開発等のプロジェクト方式による協力事業、教育、研究協力などの事業及び一

次產品の開発を目的とする技術協力事業が発足しました。又、この間に協力の対象地域は、アジア地域から中近東、アフリカ、中南米地域に広がり、事業量は年々拡大し、その内容も次第に充実してきています。

以下、研修員の受け入れ及び専門家の個別派遣プロジェクト協力並びに農林業開発調査の順に現況を説明しましょう。

## 研修員の受け入れ及び専門家の個別派遣

研修員の受け入れと専門家の個別派遣は、コロンボプラン等に基づいて行われる最も長い歴史をもつ協力事業です。

研修員の受け入れは、開発途上国の要請に基づいて、これらの国から技術者などをわが国に受け入れ、技術の研修と新しい知識の修得のための研修を行なっています。農林業分野では、このほか、次に述べますプロジェクト協力の一環として相手国カウンターパートの受け入れも行っており、プロジェクト協力を効果的に進めるうえでも大きな役割を果たしています。

専門家の個別派遣は、開発途上国や国際機関からの要請に基づいて個別に専門家を派遣し、相手国の政府機関や訓練指導機関等で計画の立案、技術指導、助言などを行っています。

農林業分野の研修員の受け入れと専門家の個別派遣は水産業を含めて、昭和29年以来、今日までそれぞれ約6,600名、1,000名を数え、開発途上地域の農林水産業技術の向上に大きな役割を果たしてきていますが今後も、技術協力の有力な手段として、プロジェクト協力等と結びつきながら、重要な役割を果たすものと考えられます。

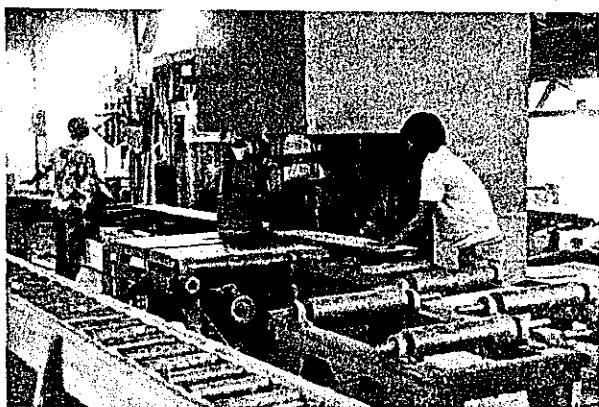
なお、これらの業務は他産業分野に係るものと共に事業団の研修事業部と派遣事業部で一括して担当しています。



農業機械の技術指導

## プロジェクト協力

プロジェクト協力事業は農林業の特定部門又は一定の地域を対象とする農林業の開発計画に対し専門家の派遣、機材の供与、技術者の受入研修などを有機的に組合せて必要な技術の提供指導を計画的、組織的に行うものです。この協力は専門家の個別派遣などの協力方式に比べて、協力の対象が特定され、事前に十分な調査等ができる事業のフィーチャビリティが確認できることも、人と物とが結びつくことにより緻密な指導ができる等きわめて効果的な協力方式とされています。

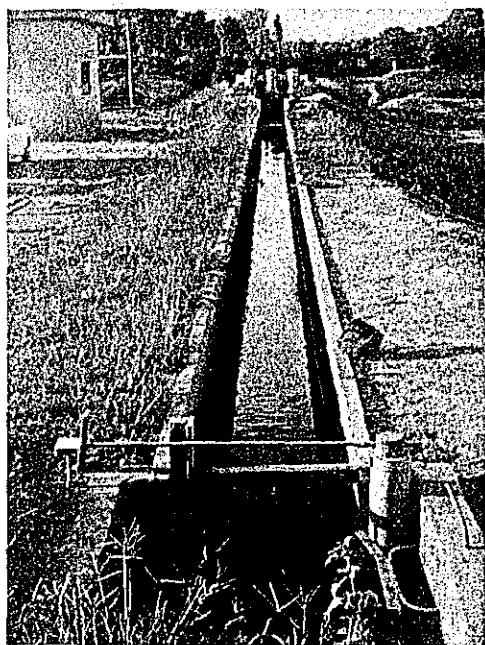


木材加工技術の指導

プロジェクト協力事業は条約によるほか、協定あるいはR/D(討議事事録)などによって、協力事業の運営方針協力内容、協力期間など基本的な事項を定め、これに従って実施することになりますが、事業の円滑な発足と効率的な運営のため実施前に各種の調査を行って、協力方法の検討、協力計画の作成を行い、プロジェクト発足後にも、巡回指導などによって、調査及び技術の指導を行います。



稲の品種改良試験



揚水施水と幹線水路

なお、事業團では、この他に規模、内容ともに拡大、多様化する農林業のプロジェクト協力をより効果的に進めるため、協力手法の開発、改善、現地の実情に即した技術の開発改良などを目的として各種の基礎調査を行っています。

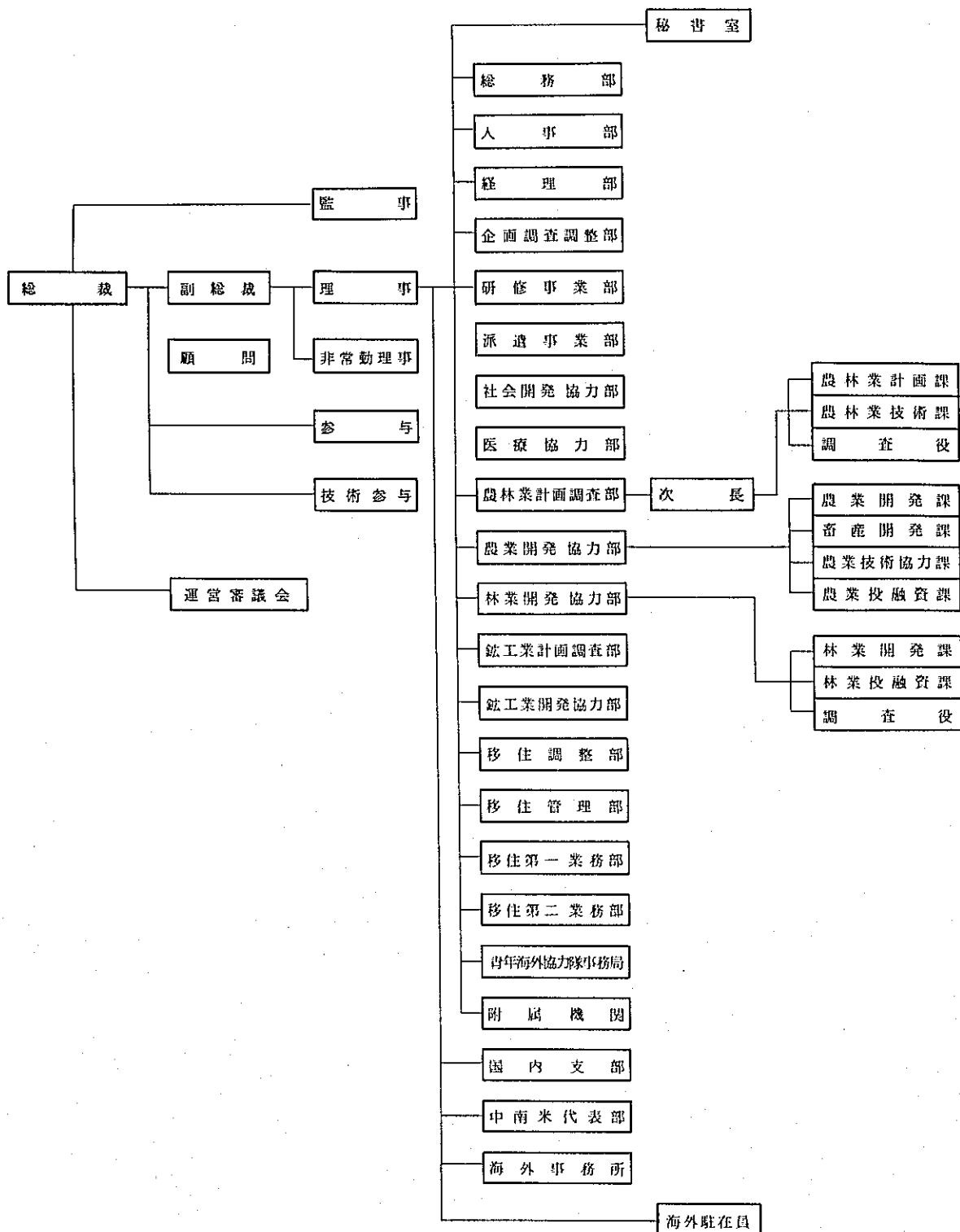
現在、技術協力の計画あるいは設計に関する基準を作成する計画基準作成調査、先進国が実施中のプロジェクトの実態を調査して、今後の我が国の協力方式の改善に資する先進国実態調査及び、中近東、アフリカなどの乾燥地における協力手法の開発を目的とした開発基礎調査を実施しています。



養殖池のエビ捕獲

# 国際協力事業団機構図

50. 8. 1



## プロジェクト協力実施のしくみ

協 力 要 請 すべてのプロジェクト協力は、相手国政府の協力要請によりスタートします。



プロジェクト・ファイディング 調 査 相手国政府との打合せ、現地調査を行い、協力要請の背景を検討します。この結果により、協力を行う事業や地域を選定します。



予 備 調 査 協力の予定される地域の自然条件、社会経済条件を調査します。この結果により、協力の基本となる基本構想を作成します。



実 施 調 査 予備調査に引き継ぎ、さらに詳細な自然条件、社会経済条件を調査します。この結果により、協力の具体的な実施計画を作成します。



実 施 設 計 調 査 実施計画に基づき、施設の建設予定地の測量、土質調査を行います。この結果により、パイロットファームや建物などの設計書、工事費見積書を作成します。



討議議事録・協定の締結 協力の内容、期間、派遣する専門家の数及び分野、供与資機材などについて、相手国政府と取り極めを行います。



プロ ジ ェ ク ツ の 運 営 討議議事録や協定に基づき、専門家の派遣、資材の供与、研修員の受け入れや必要な場合は、計画打合せ、巡回指導チームの派遣などを行います。



エ バ リ ュ エ ー シ ョ ン 調 査 協力の終了が予定されているプロジェクトについて現地調査を行い、技術協力の効果を測定します。この結果はアフターケャーや他のプロジェクトの運営に役立てます。



ア フ タ ー ケ ャ ー さらに協力の効果を挙げるため、必要な協力を補充します

## プロジェクト協力位置図

現在、プロジェクト協力事業は、韓国、フィリピン、インドネシア、ラオス、タイ、スリランカ、ネパール、バングラデイシュ、シリア、タンザニア、キリマンジャロ、ペルー、ブラジル、の13ヶ国において合計18のプロジェクトについて行われています。又、近く、フィリピン、タイ、インド、イラン、インドネシア、ブラジルにおいて、7つのプロジェクトが新たに発足する予定です。



### 協力中プロジェクト

- ① バングラデシュ・農業普及
- ② インドネシア・西部ジャワ食糧増産
- ③ インドネシア・農業研究
- ④ インドネシア・ランボン農業開発
- ⑤ インドネシア・養蚕開発
- ⑥ 韓国・農業研究
- ⑦ ラオス・タゴン農業開発
- ⑧ ネパール・ジャナカブル農業開発
- ⑨ フィリピン・稻作開発
- ⑩ フィリピン・カガヤン農業開発
- ⑪ スリランカ・デワフワ村落開発
- ⑫ スリランカ・高等水産講習所
- ⑬ タイ・養蚕開発
- ⑭ タイ・エビ養殖開発
- ⑮ イラン・ザボル農業研究センター
- ⑯ シリア・鶏病センター
- ⑰ タンザニア・キリマンジャロ農業開発
- ⑱ ブラジル・リベイラ農業開発
- ⑲ ブラジル・農業研究
- ⑳ ペルー・水産加工センター

### 51年度発足予定プロジェクト

- ㉑ インドネシア・南スラウェン農業開発計画
- ㉒ インド・農業研究
- ㉓ フィリピン・パンタバンガン森林造成
- ㉔ タイ・とうもろこし開発

## 技術協力プロジェクト一覧表(51.4.1現在)

国名	プロジェクト名	協力期間	専門家派遣数	協力の内容
バングラデシュ	農業普及	R/Dによる 協力2年間 50年3月14日 ～ 52年3月13日	延 5人 現在 5人	わが国の無償協力で設立が予定 されている中央農業普及技術開発 研究所において次の協力を行う。 ①農業普及のための方法ならびに 技術的素材の開発 ②農業技術実用化試験 ③普及員養成のための教員養成と 技術担当官の訓練 ④農業普及組織に対する指導助言。
インドネシア	西部ジャワ 食糧増産 (アフター ケアを実 施中)	本協力 6年間 43年5月26日 ～ 49年5月25日 アフターケア 2年間 49年5月26日 ～ 51年5月25日	延 12人 現在 2人	西部ジャワの食糧増産に資する ため、次の協力を行った。 ①地域農民の所得向上を図るチヘ ア、タニマムール計画(1,086 ha) ②農業の近代化を図る普及農場設 置計画 ③技術者の訓練(農業機械化、種 子生産検査) 現在、上記業務のアフターケア を実施中である。
	農業研究	8年間 45年10月 23日 ～ 53年10月 22日	延 24人 現在 7人	ボゴール中央農業研究所におい て作物保護に関する次の共同研究 に協力する。 ①主要作物主要病害虫の生態と防 除に関する研究 ②主要作物主要病害虫およびウイ ルス病の媒介昆虫の発生予察に に関する研究 ③食用作物の生理障害および主要 病害虫に関する植物生理学的研 究

国名	プロジェクト名	協力期間	専門家派遣数	協力の内容
インドネシア	ランボン農業開発	5年間 47年11月 14日 ～ 52年11月 13日	延 27人 現在 11人	南スマトラのランボン州の農業開発を目的として、次の計画に対する協力をを行う。 ①農業普及センターの設置(農業技術の改善、普及員の訓練、調査助言等) ②低地農業開発計画 中部ランボンの10郡を対象に普及農場(41ヵ所)を拠点とした改良畑作の普及、農民組織の育成活動 ③高地農業振興計画 中部および南部ランボンの5郡(5,000ha)を対象にした改良畑作の普及、農民組織の育成活動
		R/Dによる協力予定 1年6ヶ月間 51年3月30日 ～ 52年9月29日 その後協定により5年間協力をを行う予定	延 6人 (長期調査員) 現在 0人	インドネシア国の養蚕業の振興に資するため、次の協力をを行う。 ①養蚕センター及びサブセンターの設立及び指導 ②標準的養蚕技術の確立 ③インドネシア技術者及び指導者の訓練 ④蚕種ならびに挿穗の製造配布 ⑤養蚕新技術の展示
韓国	農業研究	5年間 49年6月7日 ～ 54年6月6日	延 20人 現在 3人	韓国の食糧増産および農民所得の向上を図るため、水稻、普通作物及び野菜の研究に関し次の協力をを行う。 ①作物安全多収性品種に関する研究 ②水稻低位生産地の土壤肥料に関する研究 ③作物の栄養、水分生理生態に関する研究 ④生産基盤造成のための土壤、肥料の総合研究 ⑤除草剤に関する研究

調 名	プロジェク 名	協 期 開	専門家派遣数	協 内 容
				(6)野菜の生産増大及び品質向上に 關する研究 (7)作物保護に関する基礎および應 用研究
チオス	タゴン農業 開発	7年間 期 開 45年4月24日 52年4月23日	延 16人 現在 5人	・タゴンチャン平野、タゴン地区 農業開発のため、アンダ開発銀行 と協調し、次の協力をを行う。 ①我が國が調査設計を行い、また アン銀が融資しているタゴン農業 開発計画地内(890ha)に おけるパイロット農場(100ha) の設置 ②土地基盤整備 ③農業技術の改良 ④地区内農民の営農指導(人頭割 額を含む) ⑤資機材の供与
ネバール	ジャナカブル 農業開発	予備協力期間 3年間 46年11月 26日 5 49年11月6日	延 14人 現在 12人	・ジャナカブル県農業開発計画 に対する予備協力を終り、次の本 協力に移行した。 ①ハルデナート普及農場(40ha) における改良農業技術導入、呈 示および普及 ②プロジェクトセンターの設置運営 ③深井戸かんがい地区における基 盤整備と集約耕作普及指導 (420ha) ④ラブティ模範農場(8ha)に おける改良農業技術の導入、 展示 ⑤山間部地区における展示農場の 設置運営と巡回普及指導

国名	プロジェクト名	協力期間	専門家派遣数	協力の内容
フィリピン	稻作開発	本協力 5年間 44年6月16日	延 16人 ミンドロ8人 レイテ8人	①ミンドロ島ナウハン地区(1200ha)およびレイテ島サンミゲルアランアラン地区(1,100ha)を対象にかんがい排水施設の建設、近代的営農技術の導入乾燥貯蔵米のためのライスセンター建設を含む稻作モデル圃地の建設計画の調査設計
		{ 49年6月15日	現在 5人	②両地区に設置されたパイロット農場(100ha)において、次の協力を行った
		アフターケア 2年間 49年6月16日	ミンドロ3人 レイテ2人	イ・土地基盤整備 ロ・稻作技術の改善および普及 ハ・技術者等の訓練
		{ 51年6月15日		現在、上記業務のアフターケアを実施中である。
		アフターケア 2年間 49年6月16日		
		{ 51年6月15日		
		R/Dによる 農業開発 協力 2年間 51年2月27日	延 2人 (長期調査員) 現在 0人	農業基盤整備によってもたらせる水稻の2期作と農業生産性の向上を通じ、農業の近代化に貢献することを目的として設立されるパイロットセンターにおいて次の協力をを行う。 ①実用研究、新技術の確立 ②高収量品種の選定試験 ③農家の圃場における機械、用水管理等の新技術のデモンストレーション
		{ 52年3月26日		
		その後協定 により5年 間協力を行 う予定		
スリ・ランカ	デワフワ 村落開発	5年間 45年10月 19日	延 13人 現在 1人	セイロン中央部乾燥地帯にあるデワフワ村落上流部(水田700AC 烟100AC)の村落開発計画に対して次の協力をを行う。 ①土地基盤整備 ②営農技術の改善および普及 ③農民組織の育成および生活改善等
		{ 50年10月 18日		
		フォローアップ 協力 50年10月19日		
		{ 51年 9月30日		

国 名	プロジェクト名	協 力 期 間	専門家派遣数	協 力 の 内 容
	高等水産講習所	4年間 49年4月16日 ～ 53年4月15日	延 8人 現在 7人	高等水産講習所において訓練等に関する次の協力を行う。 ①高等学校卒業程度の訓練生に対する漁業技術訓練 ②高等学校卒業程度の訓練生に対する漁船の機関技術の訓練 なお、この訓練は、日本政府が無償協力した75tかつを一本釣練習船を使用して実施される。
タ イ	養蚕開発	R/Dによる協力 8年間 44年3月3日 ～ 52年3月6日	延 29人 現在 7人	東北タイの養蚕開発のための次の協力を行う。 ①コーラート養蚕研究訓練センター設置（近代的養蚕技術の確立技術者の訓練） ②4支場の設置（改良蚕種、桑苗の製造配布） ③特定集落に対する近代的養蚕技術の普及 ④製糸業の技術開発に関する技術的指導
エ ピ	養殖開発	R/Dによる協力 3年間 48年4月1日 ～ 51年3月31日	延 10人 現在 4人	タイ國のエビ養殖業の振興を図るため、次の協力を行う。 ①在来養殖方法の改良を目的としたバイロットファームの設立 ②バイロットファームで使用する種苗の生産に関する応用研究 ③タイ國エビ養殖開発計画に関する技術的指導助言
イ ラ ン	ザボール農業研究センター	R/Dによる協力2年間予定 その後協定により5年間協力を行う予定	延 3人 (長期調査員)	システム農業開発のため、ザボール農業研究センターにおいて次の協力を行う。 ①ザボール農業研究センターの設立のため指導及び助言 ②研究に関する情報の収集及び解析 ③農業技術の実験及び研究

国 名	プロジェクト名	協 力 期 間	専門家派遣数	協 力 の 内 容
シリ ア	鶏病センター	R/Dによる 協力 5年間 47年11月 16日 52年11月 15日	延 9人 現在 4人	シリアの養鶏振興に資するため ダマスカス市に設置の鶏病センターにおいて次の協力をを行う。 ①鶏病の診断、予防、防疫、調査 ②技術者の訓練 ③普及及 ④ワクチン製造に対する助言
タンザニア	キリマンジ ュロ農業開 発	R/Dによる 協力 2年間 49年12月2日 51年12月1日	延 8人 現在 8人	キリマンジャロ州の農業生産を 増大するために次の協力をを行う。 ①リヤムシング研究所を中心とする 試験研究 ②キリマンジャロ州の水資源開発 調査 ③キリマンジャロ州における土地 利用、農家経済調査などの農業 基礎調査協力
ブラジル	リベイラ 農業開発	5 年 間 50年3月11日 55年3月10日	延 7人 現在 5人	リベイラ河流域の農業生産を増 大するために次の協力をを行う。 ①リベイラ河流域の開田化にとも なう稻作栽培技術の普及 ②農業開発センターにおける研究 協力
	農業研究	5 年 間 (予定)	未 定	セラード地域における農業開発 の促進に資するため、次の共同研 究に協力する。 ①植物病理、昆虫に関する研究 ②作物栽培、土壤肥料、作物育種 に関する研究 ③農業気象に関する研究 ④農業機械に関する研究 ⑤農業経営、経済に関する研究
ペルー	水産加工 センター	R/Dによる 協力 4年間 50年4月23日 54年4月22日	延 3人 現在 3人	ペルーの水産を振興するためセン ターにて次の協力をを行う。 ①水産物の食用向け新製品の開発 と水産加工技術の改善のための 研究

国名	プロジェクト名	協力期間	専門家派遣数	協力の内容
イ ン ド	農業研究	5年間 (予定)	未定	<p>米の安定的増産及び果樹園芸生産の振興に資するため、次の協力をを行う予定である。</p> <p>①稻作主要病害虫の発生予察法の確立に関する研究(イネシントタマバエ、メイ虫、ヨコバイとウイルス病、稻白葉枯病)</p> <p>②果樹園芸に関する研究(落葉樹、かんきつ類、野菜の種子(一代雑種))</p>

## 農林業開発調査

事業団は開発途上国の経済発展の基礎となる産業基盤の整備あるいは地域総合開発等の公共的開発計画について、調査団を派遣してコンサルティング協力をを行う開発調査事業を実施していますが、この事業の一環として農林、水産業の分野についても開発調査事業を行っています。

この事業は開発途上国からの要請に基づき、予備的な調査から、資金協力の要請に必要な計画調査(フィージビリティ調査)、さらに要請があれば実施設計調査までの各段階の調査をわが国の経費負担で行うものです。

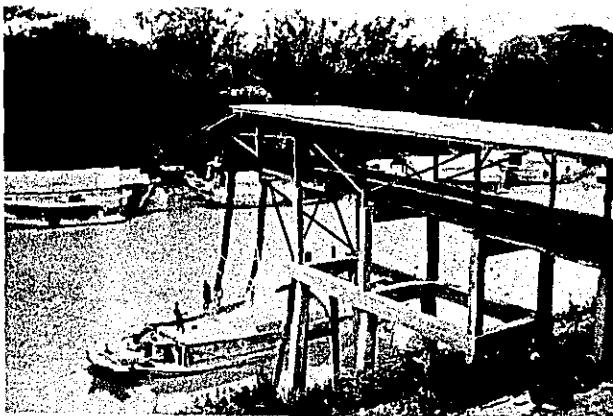
対象となるプロジェクトは、かんがい、農用地開発、森林造成、漁港建設など農林水産業分野だけの開発計画を目的とした単独プロジェクトと、地域総合開発や水資源開発計画などのように、農業、林業、輸送、発電、治水等各分野からのアプローチが必要な複合プロジェクトとがあります。

又、近年、森林及び水産資源の調査の要請が増加してきたのに対応して、51年度からこの資源調査協力に本格的に取組むことにしています。



農業基盤整備測量

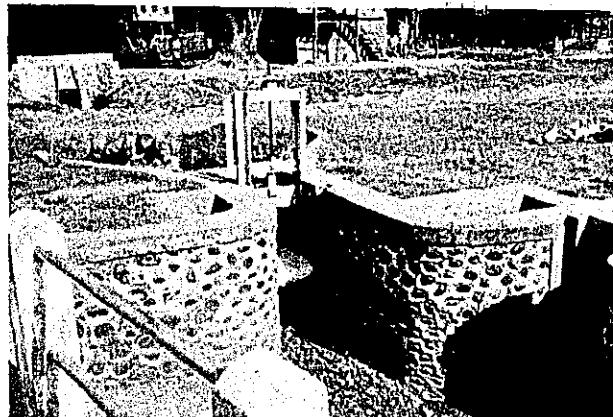
## 2. 農林業開発協力事業



とうもろこし共同積み込み施設



試験造林



農業用水分水工

農林業開発協力事業は、開発途上地域等で行われる我が民間企業等による農林業開発事業について、必要な長期低利の資金の供給と、技術の指導を一体的に行い、あるいは開発途上地域の政府等から委託をうけて農用地・森林の造成、農林業用施設の整備等を行ない、資金協力と技術協力との結びつきを強化し、かつ政府ベース協力と民間ベース協力との有機的連携を確保することにより、農林業の開発協力をより積極的、効果的に進めていくこうとする新しい事業です。

この事業は、開発途上地域以外の地域でも、開発可能な資源があるにもかかわらず、資金と技術が不足しているため開発の遅れている。例えばオセアニアの地域などは、協力の対象地域として、事業を進めることとしています。

以下、投融資事業、受託事業、並びに調査及び技術の指導事業の順に現況を説明しましょう。

### 投融資事業

事業団の行う農林業の投融資事業は、我が国の民間企業等が、国際協力の観点からみて望ましい開発事業を実施しようとする場合に、これが円滑に進められるよう、事業に必要な資金の融資、出資、借入資金の債務保証を行います。資金の供給は事業の収益性やリスク等からみて日本輸出入銀行や海外経済協力基金から貸付等を受けることが困難なものに限られ、具体的には次のようなものについて行います。

#### 1. 対象地域

原則としてアジア、中近東、アフリカ、中南米等の開発途上地域。その他主務大臣の指定した地域

#### 2. 対象企業

- (1) 自ら開発事業を行うもの
- (2) 開発事業を行う現地法人に出資等を行うもの

(3) 上記(1)(2)に準じて適当と認められるもの

3. 対象事業

(1) 関連施設整備事業

開発事業に付随して必要となる関連施設であって、周辺地域の経済、社会の発展や住民の福祉向上にも寄与するものを整備する事業

(2) 試験的事業等

試験的に行われる事業で、技術の改良又は開発と一体として行われなければその達成若しくは経営の基礎を安定させることが困難と考えられる事業  
又、農林業の融資には現在次のような条件が適用されています。

項目	試験的事業等	関連施設整備
(1) 貸付の方法	手形貸付又は証書貸付	同左
(2) 貸付の限度	試験的事業等に必要な範囲内で、事業団において貸付けを行うことが適当と認められる金額。	関連施設の整備に必要な範囲内で事業団において貸付けを行うことが適当と認められる金額。
(3) 利率	年率 2.5 %以上 ただし、特に必要と認められる場合にはこれを下回ることができる。	年率 2.0 %以上 ただし、特に必要と認められる場合にはこれを下回ることができる。
(4) 債還期限	20 年以内 ただし、特に必要と認められる場合には 30 年以内とすることができる。	同左
(5) 債還方法	分割償還とし、事業団が必要と認める場合は、5 年以内の据置期間を設けることができる。 ただし、特に必要と認められる場合には 10 年以内とすることができる。	同左
(6) 担保	原則として保証人を立てさせ、必要に応じ、物的担保を徴し、貸付けに係る債権を確保するための措置を講ずる	同左



関連施設整備事業による井戸掘削



試験的事業による畑造成

農林業の投融資は、事業団が発足してから現在まで、資金の貸付 23 件、承諾額約 42 億円です。開発事業の形態はほとんどが民間企業による合弁形態をとっており、事業の実施地域は大部分が東南アジアですが、次第に中南米などに広がってきています。

投融資をご利用になる際の手続きは次のような流れで行われます。



## 受託事業

農林業の受託事業は、条約、その他の国際約束に基づいて、開発途上地域の政府又は、地方公共団体等から要請があった場合に、事業団が農林業の開発に資する農用地、森林の造成、かんがい排水施設、農林業用道路の整備等そのものを引き受け実施し、事業完了後にこれを相手国政府などに引き渡すという新らしい事業です。

この事業は、開発途上地域の政府や地方公共団体が技術や経験の不足のために、開発事業の実施が難しい場合に、これを引き受け、事業を円滑に進めようとするものですが、事業の受託は、事業団以外に適当な事業主体がない場合

に限られ、又その事業を実施する時にはコンサルタントや民間の建設業者を活用することとなっています。

## 調査及び技術の指導

農林業は自然を相手とし、その影響を強く受けますが、開発途上地域では、気象、土壤、病虫害などの自然条件が十分に調査、研究されていない場合が多く、農林業開発事業を実施しようとする際には、事前の調査を行うとともに、事業の実施中にもたえず技術の開発と改良を続けることが必要です。

このため、事業団は、投融資の対象となる事業及び受託事業に必要な各種の調査を実施するとともに、必要な技術の指導を行い、投融資などと一体的に農林業開発事業を支援することにしています。

調査は主に、開発の規模が大きく、政策的にも重要なものについて、必要な基礎的調査あるいは計画調査を実施し、事業計画を作成して民間企業等を支援することにしています。

現在まで、ブラジル、フィリピン、インドネシア、タイ、パプアニューギニア等で開発基礎調査が行われており、ブラジルの農業開発や、パプアニューギニアの森林造成などの事業は計画の具体化が進められることになっています。

## 開発協力調査の実施のしくみ

基礎(一次)調査 相手国政府、現地側事業主体との打合せ、現地調査を行い、民間協力の可能性を検討します。



基礎(二次)調査 事業を予定している地域の自然条件、社会経済条件を調査します。この結果により、事業の基本となる基本構想を作成します。



開発計画調査 基礎二次調査に引き続き、さらに詳細な自然条件、社会経済条件を調査します。この結果により、事業の具体的な実施計画を作成します。



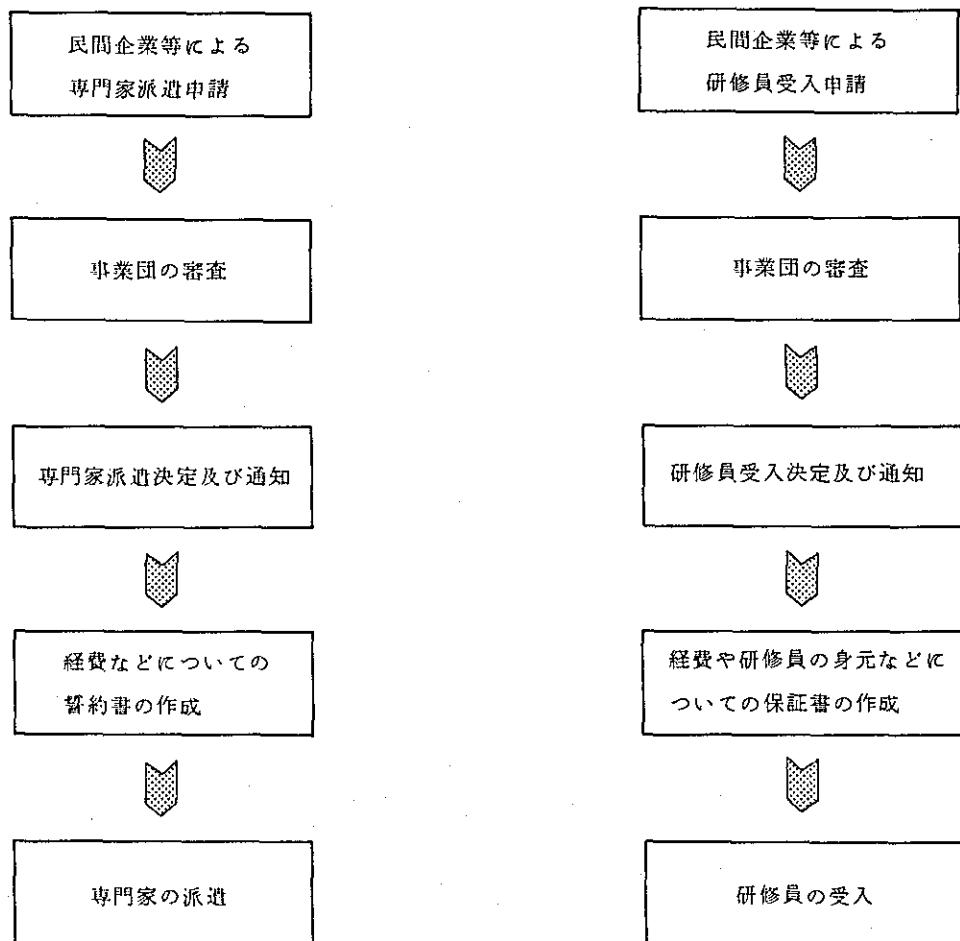
計画打合せ 事業の実施にあたり、相手国政府や現地側事業主体との打合せを行うこともあります。



開発事業の実施 事業は、国際協力事業団や海外経済協力基金などの投融資を受け、民間企業が実施します。  
事業によっては、国際協力事業団が委託を受けて施設の整備を行うこともあります。

技術指導は、専門家の派遣及び研修員の受け入れによって行っています。何れも海外における農林業の開発に従事する民間企業等からの要請に基づいて進められます。

## 技術指導実施のしくみ



### 3. 専門家の養成・確保

農林業の国際協力の業務の拡大とともに、農林業関係の専門家の必要数は、大巾に増加するものと考えられます。

専門家の確保は、協力が成功するか否かに係る協力事業を進めるうえでのキーポイントとなっています。

このため事業団は協力業務の一環として、協力に従事する専門家の養成と確保を行っています。

この事業は具体的には、専門家の登録、専門家の確保、専門家の養成事業としてそれぞれ次のように実施されます。

#### 専門家の登録

国際協力に従事する意欲と能力のある農林業技術者を広く国内に求め、専門家候補者として登録しています。

現在までに約1,000名を登録していますが、今後さらに拡充することになっています。

#### 専門家の確保

研修終了者や適格な専門家を調査や技術指導の要員として必要に即して随時派遣できるよう確保するものです。現在、約30名の専門家を確保しています。

#### 専門家の養成(研修)

国際協力に従事する意欲のある技術者を対象として、熱帯農林業技術、経済社会事情や外国語についての研修を毎年、次のように行っています。

研修名	目的	受験者の資格	員 数	期 間	研 修 場 所
農林業専門家一般コース	中堅技術者の養成	大学卒後実務経験5年以上 (28~40才)	約35名	3ヶ月間	事業団 市ヶ谷研修分室
農林業プロジェクトリーダーコース	上級技術者の養成	大学卒後実務経験10年以上 (35~50才)	約15名	3ヶ月間	事業団 市ヶ谷研修分室
海外長期研修	日本において技術蓄積の乏しい分野における技術者の養成	大学卒後実務経験3年以上 (35才以下)	約10名	2年間	アメリカ、フランス、オランダ、メキシコ等の試験機関もしくは大学
派遣前研修	派遣前の集中訓練	派遣決定者	定員なし	25日間 (年間10回程度)	事業団 市ヶ谷研修分室

